

体調不良(主に発熱)者への対応チャート

(通所サービス、ショートステイ利用者等)

体調不良(主に発熱)にてサービス利用不可

事業所

体調不良を把握したサービス提供
事業所やケアマネジャー

サービス提供前に、家族等
から体調不良の報告を受け
た場合も、必要な支援をし
ます。

家族等に連絡

- ・ 症状の説明を行います。
- ・ 問診票による健康相談ができることを伝える。
- ・ 送迎時等に問診票を渡す。(医師会、広域連合ホームページからダウンロード可)

家族等が受診対応

家族等

- ① 問診票を記入する。
- ② FAX送信前に、協力医療
機関に電話を入れます。

FAX送信

回答

サービス提供事業所や
ケアマネジャーが対応

事業所

- ① 問診票を記入する。
- ② FAX送信前に、協力医療
機関に電話を入れます。

FAX送信

回答

健康相談の
結果を報告

主治医等による判断 (問診票記入者に FAX または電話で回答)

入院
救急搬送

発熱専門
外来

診察
往診

処方等

経過観察

PCR検査陰性確認後、退院後
より主治医とサービス提供事
業所の協議で再開を検討する。
※必要に応じて医師の診断書
を発行する。

症状の経過を確認しながら、
主治医とサービス提供事業所
の協議で再開を検討する。
※必要に応じて医師の診断書
を発行する。

当該症状及び解熱後(解
熱剤を服用せず) 72 時
間以上経過で利用開始
可

サービス利用再開